

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

京丹後市長 中山 泰

市町村名 (市町村コード)	京丹後市 (262129)
地域名 (地域内農業集落名)	峰山町杉谷地区 (杉谷集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月15日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・水稻栽培を中心に、家庭菜園や耕作していないものの保全管理によって農地が維持されている。
- ・地域内農地面積が少なく、1筆あたりの平均面積は約5aと小規模な農地が多い。
- ・各農業者がそれぞれの農地をしっかりと管理しているため、集積が困難な面がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・限られた農地で水稻栽培技術を向上させ、コスト低減、収量増を図る。
- ・地域全体で販売戦略を立て、コスト低減と販売単価向上を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1.56 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	0.00 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.00 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

当該地域は全域が市街地であり農振農用地がないものの、地域内に点在する現況農地は全て農業上の利用が行われる区域とし、将来にわたって農地の維持を目指す。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
市街地内に農地が点在しているため集約化は困難であり、耕作者のほとんどが地権者である地域事情に鑑み、現状の耕作者が離農する際の後継者をしっかりと確保することで耕作放棄地の増加を防ぐ。
(2)農地中間管理機構の活用方針
市街地内に農地が点在しているため集約化は困難なものの、農地中間管理事業を活用し、担い手への集積及び農業経営に参画する者へ農用地利用を促進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業者個々での小規模な基盤整備を検討し、効率的な農地利用を目指す。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
担い手の意向を踏まえ、検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
②市の有機農業認証制度や有機JASの取得を目指し、段階的に取り組んでいく。				
③共同利用により設備投資負担を最小限に抑えながら最新技術を積極的に導入し低コスト化を目指す。				
⑦各個人が責任を持って農地を維持管理する。				
⑧老朽化した用排水路、井堰、揚水機場、ため池、農道等の長寿命化等対策を進める。				
⑩施設園芸など、限られた農地で最大収益化を目指す都市型農業の在り方を模索する。				